

Title	マカオのコレジオ(四)
Sub Title	The college of Macao (4)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.3/4 (1998. 7) ,p.53(413)- 79(439)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980700-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオのコレジオ (四)

高瀬 弘一郎

一

マカオ・コレジオの歴代院長の名を、キリシタン時代に限定して次に記す。マヌエル・テイシェイラはその著書に、一五六四年から一七六二年に至るマカオのサン・パウロ・コレジオ(この内一五六四年から一五九四年まではカーザ)の院長の氏名と在職期間のリストを載せる。⁽¹⁾ただしその典拠が示されていない。シュツテ神父の著書と収載史料に拠りこれを検証して、次に記す(次頁)。

二

マカオ・コレジオの経済基盤について、以下述べる。まずマカオ・コレジオの歴代プロクラドール(財務担当者)の名を、キリシタン時代に限定して記す。

マカオのコレジオ (四)

マカオ駐在日本イエズス会のプロクラドールが、マカオ・コレジオのプロクラドールを兼務することがあり得たので、まずこの点に触れておかねばならない。一五九四年一月九日付けマカオ発ヴァリニャーノのイエズス会総長宛て書簡に、次のように見える。

「これらすべて〔のコレジオ関係諸施設〕の上に、日本のプロクラドール——彼はまたコレジオのプロクラドールでもあるが——が暮らすため、および分離した別の広間には、毎年日本に送られる大部分の生糸・^{パニョス・デ・アルゴドン}綿^{ピエサス}布・反物のすべてを保管するための、非常に大きな、そして設備の良いカーザがある。」⁽²²⁾

ヴァリニャーノはここでは、マカオ・コレジオに駐在する日本のプロクラドールが、同時にコレジオのプロクラドールをも兼ねるのが既定の事実のように記している。

五三 (四二三)

氏 名	就 任	辞 任
ドゥアルテ・デ・サンデ	1594年12月 1 日	1597年 9 月 (2)
マノエル・ディアス	1597年 8 月	1601年 3 月 (3)
ヴァレンティン・カルヴァー リョ	1601年 3 月	1609年 5 月 (4)
フランシスコ・パシェコ	1608年11月30日	1611年12月 1 日 (5)
マノエル・ディアス (年長)	1611年12月 1 日	1615年 4 月末 or 5 月 1 日 (6)
ジェロニモ・ロドリゲス・デ・ モンテモル (年少のジェロニ モ・ロドリゲス)	1615年 5 月	1618年 5 月 (1618年 4 月22日現 在院長在職、同年 6 月作成カタ ログでは既に辞任) (7)
チェルソ・コンファロニエリ	1618年 5 月	1620年 8 月15日 (8)
ガブリエル・デ・マトス	1620年 8 月15日	1621年10月14日 (9)
アフォンソ・デ・ルセナ	1621年10月14日	1622年11月20日 (10)
マヌエル・ロペス	1622年11月20日	(一時インドに行く) (11)
ジェロニモ・ロドリゲス・デ・ モンテモル (院長代理、院長 マヌエル・ロペス不在のため)	1624年12月	1626年 7 月18日 (12)
マヌエル・ロペス	1626年 7 月18日 マカオに戻って 院長に復帰	1627年10月16日 (死亡) (13)
ペドロ・モレホン	1627年10月21日	1631年 8 月10日 (この間1630年 4 月27日～1630年11月不在) (14)
ガブリエル・デ・マトス (臨時 院長)?	1630年	1631年 (15)
ジェロニモ・ロドリゲス・デ・ モンテモル	?	1631年 9 月13日 (死亡) (16)
ペドロ・モレホン	1631年11月21日	1632年 8 月31日 (17)
アントニオ・カルディン	1632年	1636年 (18)
ジョヴァンニ・バッティスタ・ ボネリ?	1636年	? (19)
ガスパル・ルイス	1638年 1 月	(辞任時期不明であるが、1641 年にはトンキン布教に赴く) (20)
ガスパル・ド・アマラル	1641年 6 月21日	1645年 (21)

しかしこの点は決して既定のことではなく、同じヴァリニャーノがその後作成したマカオ・コレジオの院長の規則には次のように記述されている。

「彼〔マカオ駐在日本のプロクラドール〕は日本〔教会〕関係の仕事を増やうことなくその職務を遂行することが出来るという理由で、コレジオのプロクラドールを兼ねることが可能ではあるが、しかし彼の主要な任務は日本に補給をして、日本関係の仕事をやまく執り行うことだということを知せねばならない。」⁽²³⁾

つまり日本のプロクラドールは、マカオ・コレジオのプロクラドールを兼ねることも可能であるが、その場合でも主たる任務は日本教会に関する仕事であるから、コレジオ院長はさよう心得るようにとの指示である。つまり、二つのプロクラドールを兼務することも可能だと言うに過ぎない。

それでは日本のプロクラドールが現実には、マカオ・コレジオのプロクラドールをも兼務したことがどの程度あったかは、その顔ぶれを見れば明らかになる。

一六〇四年一月二四日付けマカオ発、ヴァリニャーノの総長補佐宛て書簡に、「当地における日本のプロクラドールであつて、その才覚によつて日本とこのコレジオ

を支えてきたと言えるパードレ・ミゲル・ソアレスは、すでに「一六〇〇年九月一〇日に死亡した。」⁽²⁴⁾と見える。

一六〇〇年九月一〇日に死亡するまでマカオ駐在日本のプロクラドールを務めたソアレスは、マカオ・コレジオの財務にも貢献したと言う。ただし、彼がコレジオのプロクラドール職に就任したことは確認出来ない。

一六〇三年一〇月作成の、日本・シナ準管区のカタログによると、マカオ・コレジオ駐在者として、ジョアン・コエリヨの名が見え、そして彼について「コレジオのプロクラドール兼教会の主任」と記されており、この当時コエリヨがコレジオのプロクラドールを務めていたことが分かる。

さらに一六〇四年一月二五日に作成された、マカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログには、ジョアン・コエリヨについて「現在教会の主任^{ペルフェイト}であり、コレジオのプロクラドールである。」⁽²⁷⁾と見える。

一六〇六年一月一五日作成の、マカオにいるパードレ・イルマンのカタログに、パードレ・フランシスコ・タヴェイラについて「コレジオのプロクラドールであり、時々説教をする。」⁽²⁸⁾と見える。一六〇八年マカオのコレ

ジオのパードレ・イルマンのカタログに、タヴェイラについて「コレジオのプロクラドール⁽²⁹⁾」と見える。一六二三年一二月作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログに、タヴェイラについて「二年間マカオ・コレジオのプロクラドールであった。」⁽³⁰⁾と見える。一六五〇年作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログには、タヴェイラについて「三年間コレジオのプロクラドールであった。」⁽³¹⁾と見える。

これらの史料に拠ったものであろうが、シュツテ神父の著書にはタヴェイラについて「二、三年〔マカオ〕コレジオのプロクラドールであった。」⁽³²⁾と記されている。

一六〇九年一月一五日作成、マカオ・コレジオに駐在するパードレ・イルマンのカタログに、パードレ・ジョアン・ゴンサルヴェスについて「コレジオのプロクラドール⁽³³⁾」と見える。一六一五年一月作成、マカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログに、ゴンサルヴェスについて「コレジオのプロクラドールである。」⁽³⁴⁾と見える。一六一六年一月作成、マカオ・コレジオに駐在するパードレ・イルマンのカタログに、ゴンサルヴェスについて「コレジオのプロクラドール⁽³⁵⁾」と見える。

一六一七年一〇月に更新されたマカオ・コレジオの

パードレ・イルマンのカタログに、ゴンサルヴェスについて「一二年間このコレジオのプロクラドールであった。」⁽³⁶⁾と見える。なおこの記述は、後出一六二〇年九月作成、日本管区パードレ・イルマンのカタログの記事に照らして、疑問である。

一六一八年六月作成、マカオ・コレジオおよび同コレジオに従属するコチンシナ布教のパードレ・イルマンのカタログには、ゴンサルヴェスについて「コレジオのプロクラドール⁽³⁷⁾」と見える。一六二〇年九月作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログに、ゴンサルヴェスについて「コレジオのプロクラドール⁽³⁸⁾」と見える。一六二〇年九月作成、日本管区のパードレ・イルマンの第一カタログに、ゴンサルヴェスについて「一三年間このコレジオのプロクラドールであった。」⁽⁴⁰⁾と見える。右の一六二〇年九月作成カタログの記述と、一年のずれがある。一六二三年一二月作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログに、ゴンサルヴェスについて「一二年間同コレジオのプロクラドール

であつた。⁽⁴¹⁾と見える。

これらの史料に拠つたものであろうが、シュツテ神父の著書には、ゴンサルヴェスについて「一六〇八年から一六二〇または二二年までマカオ・コレジオのプロクラドールであつた。」と記されている。⁽⁴²⁾

一六二三年一二月作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログには、現在マカオ・コレジオのプロクラドール職にあるパードレ・イルマンが見当たらないが、⁽⁴³⁾それが何を意味するか不明である。一六三五年九月作成、マカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログにも、同プロクラドール職にあるパードレ・イルマンが見えない。⁽⁴⁴⁾

一方、一六五〇年作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログには、ジョルジエ・ヌネスについて「六年間コレジオのプロクラドールおよび副院長^{ミニステル}であつた。現在日本管区のプロクラドールである。」⁽⁴⁵⁾と見えるが、コレジオのプロクラドールを務めた時期は記されておらず、不明である。一六五四年作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログには、ヌネスについて「六年間マカオ・コレジオのプロクラドールおよび副院長^{ミニステル}であつた。六年間日本管区のプロクラドールであつた。」⁽⁴⁶⁾と見える。ここでも、マカオ・コレジオのプロクラドール職にあつ

た時期は記されていない。ヌネスは、一六二三年一二月作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログにその名が見えるが、コレジオのプロクラドールまたは副院長職についているとは記されていない。⁽⁴⁷⁾

一六二〇年九月作成、マカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログには、未だヌネスの名は見えない。⁽⁴⁸⁾つまり彼は一六二〇年九月以降一六二三年一二月までの間に、日本管区内に渡来したことになる。一六三五年九月作成、マカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログには、ヌネスについて「副院長^{ミニストロ}」と記され、プロクラドールとは書いてない。一六四八年作成、日本管区のパードレ・イルマンのカタログには、ヌネスについて「日本管区のプロクラドール」⁽⁴⁹⁾と見え、マカオ・コレジオのプロクラドールとも副院長とも記されていない。また一六五〇年八月マカオ・コレジオで開催された日本管区会議の出席者として、「ジョルジエ・ヌネス、管区のプロクラドール」⁽⁵⁰⁾と見える。

以上引用してきた史料に基づいて、マカオ・コレジオのプロクラドールの名前、就任・在任中・在任期間・辞任の時期を次に表示する。

キリシタン時代に限定すると、マカオ・コレジオのプ

	就 任	在 任 中 (在任期間)	辞 任
ミゲル・ソアレス? ジョアン・コエリヨ		1603年10月、 1604年1月 (2 or 3年間)	~1600年9月(死亡)
フランシスコ・タヴェイラ	1605 or 1606年	(12 or 13年間)	1608年
ジョアン・ゴンサルヴェス	1608年	(6年間)	1620 or 1621年
ジョルジェ・ヌネス	1624年以後のある時		1635年以前のある時

ロクラドールは以上の通りである。日本のプロクラドールとの兼務の問題に関して言えば、最初のソアレスについては不確かであるが、他の四人は皆、日本のプロクラドールとの兼務ではない。その期間別の人物がマカオ駐在日本のプロクラドールを務めたことが、判明しているからである。⁽⁵²⁾

三

コレジオの財務担当者であるコレジオのプロクラドールの規則^{レグラス}がある中で、まずその全文を紹介する。なおこの規則は「カーザのプロクラドールの規則」^{レグラス(53)}と関連が深く、

さながら対になつてゐる感がある。コレジオは資産を保有してレンタを財源とするのに対し、カーザの方は喜捨に依存することになつてゐるので、それに応じて両規則の間には、この点内容に基本的な相違点があるが、その他については全体的に両者同文の箇所、趣旨を同じくする所が多い。

次の「コレジオのプロクラドールの規則」^{レグラス}は、イエズス会草創期に段階的に作られ、いくつかの手写本が伝存しているようであるが、総長メルキュリアンと同アクワヴィヴァの時にその多くが作られたといふ。⁽⁵⁴⁾

「コレジオのプロクラドールの規則」^{レグラス}

その目的から、プロクラドールの職務内容を知ることが出来る。すなわち、食糧・衣服、その他コレジオの日常的な品々である世俗的な物に関して、すべての必需品を補給することである。

それは三つの部分に分けられる。第一部、コレジオの資産^{アシエンダ}について。第二部、必需品の補給について。第三部、必需品の保管と分配について。

コレジオの資産について

(1) もしもその職に就いたら、彼が帯びる職務により、神のより大なる光栄とすべての人々の教化になるように彼の職務を遂行することが出来るよう、神の恩寵が与えられるということを、われらの主なる神において思い、神を信頼すること。すべての彼の聖務^{ミニステリオ}において、神を見いだすべく努め、そこ「聖務」において何らかの良き黙想をするよう努めること。

(2) 交渉をする相手に教化を与えるように努めること。また彼らとの話し合いは慎み深く行い、多くの事柄に堪え忍ぶ心の準備をしておくこと。自らの霊においてあらゆる力を借り、何に対しても動揺することのないように努めること。

(3) 彼はコレジオに、すべての世俗的な物を補給するのを職務とするので、通常的手段であれ異常な手段であれ、あらゆる手段を講じて、すべてのレンタ・かね、および物を手寄せねばならない。したがって、門番^{ポルテロ}であれ何人であれ、いかなる命令であろうと、それらを受け取ったなら、上長^{スベリオール}がとくに別のことを命じない限り、それらを全部前述のプロクラドールに渡すこと。

(4) 記録保存を特別の任務とすること。よく整理された帳簿^{リブ्रो}を一冊所持し、そこにコレジオのレンタ^{レントラス}について、その場所を明確にして、誰に貸してあるか、そしてその期間と賃貸の価格は如何と、それぞれ区別して書き記すこと。借家借地人^{レンテロス}に対してどのように行動すべきか、知るためである。また訴訟^{デマンダス}や負債^{デウダス}をリストにすること。必要な時に院長^{レクタール}に対して、それらについて話すためである。また同じ帳簿に、通常の事柄であれ異常な事柄であれ、その他如何なることであれ、それぞれ区別して記載すること。

(5) 月末^{スベリオール}に上長^{スベリオール}に対し、コレジオが何らかの負債を負っているかどうか、その額はどれ程か、その外カーザにあるかねの額を報告すること。コレジオの現状が分かるためである。またその要求あり次第、上長または上長が命じる者に対して、彼の聖務^{ミニステリオ}について報告する準備を常にしておくこと。

(6) 帳簿^{リブ्रो}を一冊所持し、そこにコレジオで奉仕する職員^{オフィシヤレス}と、給与を支給する使用人^{セルビドレス}について記載すること。各人に対して借りになっていて、彼らに支払わねばならない額を知るためである。

(7) 帳簿を一冊所持してそこに、行わねばならない

旨上長が決めるあらゆる事柄を記載すること。忘れずにそれを実行するためである。

(8) コレジオが特別に何らかの慈善行為ブエナス・オブラスをしてもらった人々のことを、注意して知るようにすること。それについては、書き留めて記憶していること。われわれの誓プロフェシオン願に即して、誰に対して尊敬の念を持つべきか分かるようにするためである。

(9) 帳簿を一冊所持してそこに、すべてのかねの消費を、年月日を記して記録すること。そして少なくとも毎月、消費した額を報告すること。この報告書には、院長に署名してもらうこと。

(10) 前述の通り、コレジオのすべてのかねとレンタとを受納するのを任務とすること。それらについて、院長が署名した証コンシメントス書を、かねを受納したその相手に与えること。それ〔かね〕は、鍵が三つついた金庫にしまふこと。〔鍵は〕一つは院長が、一つは彼〔プロクラドル〕が、もう一つは補アシステンテス佐または顧コンスルトレス問の内の一人在所持すること。

コレジオのための必需品の補給について

(11) 食糧と衣服について、必要な品がコレジオに絶

対に不足することのないように努めること。あらゆる手段を尽くして、それを調達すること。

(12) その場所その時に応じて、出来るだけ品物を購入するよう努力すること。とくに、葡萄酒・小麦・オリーブ油・薪の如き、最も必要性が高く、最も消費する物はそうである。二つのことに注意すること。一つは、比較的安いからとか、掛けで売ってくれるからという理由で、悪質の財アシエンダを取得しないこと。今一つは、出来るだけ適切な価格で取得すること。そして即金でかねを支払わないばかりに、一層高価になることのないようにすること。というのは、そのような場合はそれを借りる方がまだからだ。これについては、最初に院長に報告レクトルして、コレジオで不足しているものを明らかにすること。彼の命令によつて、補給をするためである。また一層楽にこれを行うことが出来るように、カーザエルマノス〔カーザとあるがコレジオのことであろう〕にいるイルマンセルビトリスと使用人全員の名簿リスタを所持すること。その人数に依じて、食糧や最も必要な品々のすべてをコレジオに補給すべく配慮するためである。

(13) 肉・魚等の如き、コレジオにおいて日々必要とする品々に関しては、買物係コンプラドルが今いる人々〔の人数〕

に応じて充分なだけ調達してきたかどうか、注意していること。良質のものをより適切な価格で取得すること。

運搬に余計経費がかかっても、財アシエンダの良質さを損なわないようにすること。というのは、悪質または腐敗した

品々は、決してコレジオに齎してはならないからである。

(14) 買い物係りまたは彼の補コアシユトル佐に、消費するためのかねを与えること。毎日彼から、書面による会計報告クエンタを受け取ること。支出リプロデ・ラス・デスベンスの帳簿にその合計額を記すこと。

(15) 渋々待ってもらっている、急いで返さねばならない負債を、まず第一に返済すべく努めること。そして、一部は即金で、一部は掛けで「品物を」取得出来る便宜があるなら、不都合が少ない掛けで、より速やかに取得すること。

コレジオの補給品プロベシオンの保管と分配について

(16) ことに卸しで購入する品々は、腐敗させたり、他人に取られたりしないように努めること。そしてそのために、食糧管理係デスベンスと一緒に、または彼を伴わずに、保存してある所を訪ねてこの点注意を与えてもよい、否そうせねばならない。また、もしもそうするのが適当なら、

それら「品物」の欠陥について、副院長ビセレクトルに知らせること。これは彼自身で、または彼の補コアシユトル佐を介して、行うこと。

(17) 例えば葡萄酒のある種類はよいが、他は不可能だというように、物によって保存が不可能なものもあれば、可能なものもあるので、注意すること。それ故、最初に消費する他の補給品プロベシオネスについては、保存しなくてもよい。

(18) 同様に、ある物はある時に、また他の物は他の時にというように、使用の時を異にする場合は、その日その日で最も都合の良いように配置すること。

(19) コレジオの必要のための、その必需品が不足することのないように、如何に努めねばならないかであるが、その品々の量と質に関して、無くなってしまうまで放置することも、有り余った状態にすることもないように、また葡萄酒・オリーブ油等の如き品々を無駄に消費することのないように、注意していること。そして、これらの品物が来る時には、食糧管理係デスベンス・食堂係レイトレロ・料理人コシネロに対して、なさねばならないことについて命令を与え、調停役を務めるだけの権アウクトリダド能を持つこと。彼らの職務の規則レグラスをよく承知すること。それら「規則」を書面にして所持すること。その必要があるならば、彼らに注意

を与え、不足を補うためである。しかし何らかの品物について、いつもの量を減したいと思つたら、まず副院長ビセレクトルと合意すること。

(20) 病人についてはとくに配慮をし、彼らが必要とするものを看護人エンフェルメロから知ること。そして買い物係コンナラドルを介して、看護人がそれを補給出来るようにすること。

(21) 鉄・錫・木材で出来た物であれ、ベッドやその他の物であれ、コレジオに帰属する物で、カーザ「コレジオのことであろう」の内や外にある移動可能コサス・モビブレスな物について、失われたら分かるように目録を所持すること。そして必要な場所に備え、また無くなつたら購入すること。

(22) もしも何らかの品物を売らねばならないような場合は、まず上長「院長のことであろう」かまたは副院長ビセレクトルに相談することなしに、それをしてはならない。

副院長に相談するのは、彼が上長にそのことを話すためである。売らねばならないものは、慎重に売ること。

(23) 通常の生活費オルディナリオ以外に、上長の意向を理解した上で、彼が命じるものにはそれが何であれ消費すること。

(24) イルマンエルマノスの用に供するためにカーザ「コレジオのことか」にもたらされる品物は、食糧品であれ、その他如何なる品であれ、そのすべてを覚えておくこと。そ

してそれら「の品物」を副院長ビセレクトルに渡すこと。彼から、それらが如何に消費されているかを知ること。院長に話すためである。

(25) 新たに入学を許された者たちの身の回りの品トのすべてを、気を付けて書き留めておくこと。すなわちその者の名、出身地、誰の息子か、および年齢を明らかにすること。もしも彼が書物を持参したら、図書室リブレリアを担当している者にそれを渡すよう、指示すること。彼「図書室の担当者」が自分の帳面リブにそれら「の書物」を記載するためである。その一冊一冊について、それら「の書物」を持参した者の名を書き留めること。何時如何なる時でも、そのすべてについて報告することが出来るようにするためである。

(26) カーザ「コレジオのことか」で何らかの物が失われるか、または間違つた取り扱いを受けているのを見た時は、そうする必要があると思つたら、気を付けて副院長ビセレクトルかまたは院長レクトルに知らせること。彼はコレジオの利益のためにそれを遂行する「原文は y que cumple para el bien del collegio. 疑義があるが、一応このように訳しておく」。

(27) これらすべての品物のために、もしも必要なら、

上長〔院長のことか〕が彼に与える命令に従って、コレ
ジオに補佐⁽⁵⁵⁾を一人持つこと。〕

とくにマカオ・コレジオについてのプロクラドールの
規則は、伝存していないようである。右のイエズス会本
部で作成された、一般的なコレジオのプロクラドールの
規則がここに適用されたものである。その規定内容は
明快で、ほとんど疑義はない。

ただ、先に歴代プロクラドールの名を記した所で触れ
た如く、日本のプロクラドールがコレジオのプロクラ
ドールをも兼務するとなると、その職掌の面で紛らわし
さが生じることが予想される。ヴァリニャーノが作成し
たマカオ・コレジオの院長の規則に、日本のプロクラ
ドールは、マカオ・コレジオのプロクラドールを兼ねる
ことも可能であるが、その場合でも主たる任務は日本教
会に関する仕事である旨記されていることは、先に触れ
た⁽⁵⁶⁾。しかし現実には、キリシタン時代にあつては、日本
のプロクラドールがコレジオのプロクラドールを兼務し
たことが明確に判明している例はなく、不明確ながらそ
の可能性を残す事例が一件のみであつたことは、先に記
した通りである。

四

マカオ・コレジオの経済基盤について記述するに当
たつて、まず一五九四年一月九日付けマカオ発、ヴァ
リニャーノの総長宛て書翰の一部を引用する。

「難儀を押しして自分がインドに行かねばならないと考
える」第三の理由は、後述する如く、われわれが今度シ
ナに作ったコレジオの建築を、神の助けを得て私は終え
ることが出来たからである。また、カーザから分かれて
そこに住まわせることを開始し、現在「コレジオに」、
イエズス会士が一九〜二〇人暮らしているからである。
私は当地から日本に、来年までに日本人の生徒の^{エルマンス}
イルマンを一〇人送つてもらいたい、と書き送つた。
このコレジオにおいて或る期間養育を受け、学習を続け
るためである。私はまたインドから、別の「生徒のイル
マンたちを」送り込まねばならない。というのは神の助
けを得て、四〇〜五〇人ものイエズス会士を擁した、充
実に整備されたコレジオをわれわれが当地に作ることを、
私は望んでいるからである。

成る程私は、「管区代表」パードレ・ヒル・デ・マタ
が行くことにより、このコレジオへの寄付^{ドクシオン}として国王

陛下から何がしかのものが得られるであろう、と期待はしている。それは彼「マタ」を介して、私が猊下に書き送ったことに基づいてのことである。しかしながら、彼ら「国王以下政府関係者」の意思は不確かであるし、非常に遠く離れているため物事が迅速に動かないので、私はずっと近い当地で、このコレジオのために何らかの別の対策を講ずるのが、私の義務だと思われる。

日本のかねを一リアルも消費することもなく、このコレジオを建て必要な物をそれに補給するために、思い掛けずわれらの主が五〇〇〇ドゥカド以上を私に与えて下さったが、それと同様に、たとい国王がそれ「レンタ」を与えることがなくても、それ「コレジオ」へのレンタの付与を可能にすべく、私に大なる助けの手を差しのべて下さるものと、私は神を信賴している。すでにこれまでに、われわれはこのコレジオのために、買得した家屋カサスによるレンタ五〇〇ドゥカド以上を、ここアマカオの港に持つ。

更に、もしも私がインドに行くなら、容易に副王から獲得出来るものと思われる、かなりな額の喜捨アルビトを私は手中にしているのだ。すなわち彼から毎年、更に一〇〇〇ドゥカド以上のレンタを得ることが出来よう。彼「副

王」の手許から「彼の」かねが出て行くわけではないのであるから、少なくとも国王が別のレンタをわれわれに与えてくれるまでは、私は容易にそれを彼から得ることが出来るように思われる。というのは、副王は私の親友であり、知己だからである。また私は既に彼に、私がこのコレジオを作る理由を書き送ってあるし、彼はそれらの理由に充分納得したのだ。さらにパードレ・ヒル・デ・マタは私に次のように書き送ってきた。すなわち、副王は当地からの私の要望に応えて、このコレジオについて非常に好意的な書翰を国王陛下に書き送ってくれたと。

しかし、私自身がインドに行かないことには、これを手に入れることは絶対に出来ないであろう。というのは、いくら私が頼んでも、私が自分でやるような取り組み方や情熱をもつて、それを取り上げてくれはしないからである。何故なら前述の如く、管区長パードレは別の計画や他の困難な事情を、その地に抱えているからである。私が既に書き、またここに簡単に繰り返して触れる理由により、このコレジオを創建することが、日本のイエズス会とキリスト教会を救う唯一の対策だということが、私に分かっているので、そのためにも私は今年インドに

行かざるを得ないと思われる。

〔中略〕

それ〔コレジオ〕を建て、それに必要な家具を備え、当初われわれが所有していた〔畑〕に隣接した大きな畑をそのために六〇〇ドゥカドで購入し、当初われわれが買った〔家屋〕に加えて、さらに毎年約一〇〇ドゥカドの〔賃貸〕収入になる他の家屋を購入する——これらのことをするために必要なものをすべて、われらの主は、想像も出来ない予想外の方法で私に与えてくれた。それ故、主要な建築はすべて終わった。コレジオは現在、家屋の賃貸収入のレンタ五五〇ドゥカドを有する。

コレジオはカーザに隣接しており、したがって扉を開けると一方から他方に通じるが、しかしそれらは互いに完全に分離していて、双方見ることも、連絡することも出来ず、窓すらない。両者は壁一枚を隔てるのみなので、壁はすなわちカーザの終わりであると同時に、コレジオの始まりでもある。

それ許りでなく、われわれはコレジオに続く山全体の周囲に非常に強固な土塀を巡らし、その囲いの内に〔コレジオを〕囲い込んだ。マンダリンたちはこの工事のすべてにわたって、それを抑えるようなことはしなかった

し、またそれをするのは不可能だと思われた。

そういうわけでわれわれは、われわれが手に入れた大なる畑の外に、コレジオの中にすばらしい眺めの別荘を持つていようだ。それはイルマンたちにとって、良い保養になる。さらに海や〔マカオ〕市全体を見渡すと、コレジオは山の中央に位置しているようだ。その麓には、他の中庭付きのカーザや学校への門があり、それら〔カーザや学校〕は非常に良く作られた二つか三つの階段で、〔山の〕上の方に通じている。

これまでに終った建築工事は、三つの教室を持つ学校の中庭で、その必要が生じたら第四、第五〔の教室〕を作ることにも可能である。これらの教室の側にコレジオの門、礼拝堂および小さな香部屋がある。さらにパードレたちに会いに来る人々のためや、生徒が告解をするための別の応接間、および門の路面に通じる他のカーザがある。これらは、コレジオの物や日本に送られる物の倉庫となっている。

これらすべての上に、日本のプロクラードル——彼はまたコレジオのプロクラードルでもあるが——が暮らすため、および分離した別の広間には、毎年日本に送られる大部分の生糸・綿布・反物のすべてを保存す

るための、非常に大きな、そして設備の良いカーザがある。そこはカーザ「・プロフェツサ」の邪魔にならずに、外部の人々やシナ人たちと交渉するのに非常に都合が良い。門と倉庫の上には、プロクラドルのこれらカーザに通じる別の通路が通っており、それには小部屋が五つついている。これら「の小部屋」はカーザ「・プロフェツサ」の職員のイルマンや副院長の住まいになっている。またその下には、従僕モリス・デ・セルビシオのカーザがある別の中庭と、コレジオの利用に供するための非常に良い、大きな菜園がある。

それからさらに上の方、山の中腹にコレジオの新しい建物の全体がある。それはそれぞれの先端部分から突出した二つの稜堡バルアルテがついた、城壁パニョ・デ・パレドのように作られている。また一つの稜堡からもう一つの稜堡までのすべての空間を占める、非常に大きな中庭がある。われわれが稜堡と呼ぶこれら二つのカーザは、一つは平屋で今一つは二階建てである。城壁部分はずべて小部屋から成るが、これは平屋である。山の位置から、それ以上余地がないからである。しかしすべてが稜堡の一階と同じ階である。

その「稜堡の」内の一つに、休息と図書室のための大

きく、そして爽やかな部屋がある。今一つ「の稜堡」の二階に、非常に大きく広々とした医務室があり、それには礼拝堂と二つの小部屋がついている。今一つの稜堡の図書室の下に、別の礼拝堂が付いたもう一つの広間があり、そこでイルマンたちがミサに与る。また医務室の側に非常に快適で清潔な便所がある。

つまり先に述べた教室や、門あるいは上方にある小部屋の外に、コレジオの新しい建物の中に礼拝堂が二つあり、さらに門に二つ目「の礼拝堂」がある。また広間が二つ上下にある。休息と図書室のためである。それに小部屋が一九と医務室の大広間がある。したがって、下と上とで、イエズス会のパードレとイルマン四〇人が快適に宿泊することが出来、その上さらに広間と医務室の空間があり、さらに一人用の小部屋が九つまたは一〇ある。

この建物の全体が高所にあり、爽やかで素晴らしい眺望が開け、一方では山によって健康に悪い風が遮られ、他方では前面が開けて海を望み、健康に良い風が吹く。コレジオは、そこに住む日本人イルマンたちに対して配慮をして作られた。彼らは自分たちの家では極めて整然とした暮らしぶりであり、かつ清潔である。それ故「コレジ

オの」建物は、疑いなく非常に清潔で、十分に整然としており、爽やかである。

前述の如く、これはすべてもう既に出来上がっている。まだ残っているのは、食堂レフエトリオとそれに続く広間および調理場シナを作るだけである。これは神の助けを得て、それに非常に適した場所に早急に作られるはずである。そのため場所はすでに決まっている。現在われわれは、われわれが二つの小部屋クビクロスを利用して作った借りものの食堂を使用している。これは、現在コレジオにいる人々には充分であるが、その本来の場所に、非常に広いそして快適な別の「食堂」を作らねばならない。神の助けを得て、一〇〇〇ドゥカドまでのかねで、作るべきものをすべて作り終えることが出来よう。

すでにこれまでに作られたものに約四〇〇〇「ドゥカド」を費やし、さらにコレジオの菜園ウエルタスに役立つ畑カンポの購入や家具アラハスに、一〇〇〇「ドゥカド」を費やした。これらすべてを行うために、われらの主は充分にかねを与えて下さった。というのは、善良なペドロ・キンテロは、約二〇〇〇ドゥカドと彼の家屋カサスをわれわれに遺贈したし、またこのコレジオを援助したいという気持ちになった他の友たちを介して、さらに三〇〇〇「ドゥカド」以上を

得た。そして今私には別の友好関係が生まれており、そこからわれわれはさらに、二〇〇〇「ドゥカド」以上を入手出来るものと、私は期待している。したがって神の助けを得て、すでに行われ、また今後行われることになつてゐる建築ファブリカのすべてと、家具アラハスの用意とは、日本のかねを一リアルも消費することなく、神の慈悲と寛大さによつて成し遂げられた。

私は、カーザの「院長」であつたパードレ・ドゥアルテ・デ・サンデをこのコレジオの院長レクトルにした。彼の外に、生徒エスツディヤンテスと教師マエストロスであるパードレとイルマン合わせて一八人いる。またこれまでの所そこ「コレジオ」には、子供たちのための学校スクエラ、文法グラマティカと古典学ウマニダドの二クラス、および良心問題カソの授業リシオンが一つある。その外に、ここにおいて、未だそれを修得してゐない三人のパードレに対して、個人的に神学テオロジヤの講義が行われている。もしも管区長パードレが、私が頼んだ生徒エスツディヤンテスたちを私のもとに送つてきたら、ここで神学を受講する者は六、七人になるであろう。私は今また日本に、このナウ船ナウの帰航の際に生徒エルマンスのイルマン一〇人を私のもとに送つてくれるよう、書き送つた。また神の助けを得て、今年私がインドからさらにこの外に何人かを派遣するであろう。一年経てばここ

で、^{フィロソフィ}哲学の課程が始まるものと思う。というのは、現在^{ウマニダト}古典学を学習している六人のイルマンが、インドと日本から来るはずの他の者たちと一緒にこの「哲学課程」に臨むものと、私は期待しているからだ。

さらにもう一人、日本人の言語と生活習慣に通じたパードレが、^{ミニストロ}副院長として来るよう要請している。⁽⁵⁷⁾

右の史料は、コレジオの全貌とそれの中の個々の建物の位置関係、コレジオの経済基盤、そこでの授業等について明らかにする。コレジオの建物やその立地等について断片的に記したものはいくつかあるが、右の史料は恐らく最も明細な記述の一つと言ってよいであろう。いささか話しが前後する嫌いもあるが、次に一としてまず、この史料に拠ってコレジオの全容を記し、二以下史料の記述内容を整理する。ただし、コレジオの経済基盤に関する記述については、小論の既発表分と合わせ纏めて次の第五章に整理する。

一、コレジオの個々の建物の位置関係については、文章で描写しているので、多少不明確な箇所もあるが、そのおおよその全貌は判明する。いまここに、コレジオ内の建物等を大体下から挙げてみる。

門を入ると学校といくつかのカーザがある。学校には三教室あり、さらに教室を二つ増築することが可能であった。カーザは、礼拝堂・香部屋・生徒の告解用応接間・コレジオ用および日本向け物資の倉庫であった。

従僕の住まいであるカーザと大きな菜園もあった。

その上方には、日本のプロクラドルの住まいおよび日本向け商品の倉庫であるカーザと、副院長およびカーザ・プロフェッサの仕事をするイルマンたちの住まいである小部屋が五つあった。

さらにその上、山の中腹にコレジオの新築の平屋のカーザがあった。これはすべて、小部屋であった。そのカーザの両端からは、稜堡の如くカーザが二つ突き出していた。一つは平屋、他は二階建てであった。前者は、医務室・便所・礼拝堂、および三つの小部屋、後者は、二階は休息の場と図書室を兼ねた大きな部屋、一階は礼拝堂付き広間で、イルマンたちがそこでミサに与る。

つまりコレジオには、二人または場合によってはそれ以上が居住出来る小部屋が一九あり、ここにパードレとイルマン合わせて四〇人が快適に滞在出来、その

外にさらに一人用の小部屋が九または一〇あった。

以上が一五九四年一月九日現在のコレジオのおおよその全容であるが、これを含んで山全体を取り囲む形で土塀を巡らしていた。

残る食堂とそれに続く広間・調理場は、早急に作られるはずであった。

二、ドウアルテ・デ・サンデをコレジオ院長（初代）にした。

三、院長の外に、教師と生徒合わせてイエズス会士一八人（パードレとイルマン）がいる。

四、コレジオには、文法と古典学のニクラス、良心問題の授業一、三人のパードレに対する神学の個人的講義（管区長が生徒を派遣してきたら、神学受講者は六、七人になるであろう）、それに子供のための学校があった。

五、さらに、コレジオで学ぶ日本人イルマン一〇人を来年までに派遣するよう求めた。インドからも渡来させるつもりである。

六、現在古典学を学んでいる六人に、インドと日本から来る者が加わって、一年後には哲学の課程が始まるものと期待する。

七、日本の言語と生活習慣に通じたパードレが、副院長として来るよう要請している。

五

この小論の既発表分や関連する小稿の記述内容、および右の四に引用した一五九四年一月九日付けヴァリニャーノの書簡から、マカオ・コレジオの経済基盤として判明している事柄を纏めて、次に記す。なお「セミノリオ」は「マカオのセミノリオ」「史学」六四ノ一、「創設」は「マカオ・コレジオの創設について——巡察師ヴァリニャーノの見解を中心に——」「キリスト教史学」五〇、「二」は「マカオのコレジオ」二「史学」六六ノ二、「三」は「マカオ・コレジオ」三「史学」六七ノ一、「書簡」は右のヴァリニャーノの書簡を指す。

一、ヴァリニャーノはマカオ・コレジオを発足させるに当たり、四〇〜五〇人規模を目指し、その経費は、年二五〇〇ドゥカドに上るとい見通しを立てた。因みにヴァリニャーノが作成した「マカオ・コレジオ院長の規則」（一六〇六年頃）は、コレジオに居住するパードレ・イルマン一人当たりの年間の経費を四〇タ

エルと記す〔「創設」六・一一頁、二二・二二頁、「書簡」〕。

二、一五九二年開催日本管区会議直前の協議会は、日本イエズス会がマカオに有する家屋・店舗からの年収四〇〇ドゥカド（クルザド）余を、コレジオに充当することを提言した〔「創設」七・一一・二一〇・二八頁〕。

これはその通り実行された〔二二・二二一・二六頁〕。

三、その後六に記すペドロ・キンテロの寄付金を資金に、約一〇〇ドゥカドの収入になる家屋を買い増し、一五九四年一月九日現在、賃貸収入は全部で五〇〇以上または五五〇ドゥカドであった〔「書簡」〕。

四、一五九四年一月九日現在、コレジオの建築は大部分終り、その建築費は約四〇〇ドゥカドであった。残る建築（食堂・広間・調理場）の費用は一〇〇ドゥカドの予定であった〔「書簡」〕。

五、菜園用の畑を六〇〇ドゥカドで、家具を四〇〇ドゥカドで購入した〔「書簡」〕。

六、マカオの住人ペドロ・キンテロは死に際して、遺産約二〇〇ドゥカドと家屋をコレジオのために寄付した。この二〇〇ドゥカドは賃貸用家屋の購入に宛てる予定であった〔「創設」二四・三〇頁、「書簡」〕。

七、一五九四年一月九日現在、他の友たちから三〇〇ドゥカド以上の寄付を得た〔「書簡」〕。なおコレジオを作るために思い掛けず神から五〇〇ドゥカド以上を賜った、とヴァリニャーノが「書簡」に記すのは、この六と七を指しているであろう。

八、同じく一五九四年一月九日現在、さらに別の友から二〇〇ドゥカド以上の寄付が得られるものとヴァリニャーノは期待した〔「書簡」〕。

九、ヴァリニャーノは一五九四年一月半ばマカオを発ち、九五年三月四日ゴアに着いた⁽⁵⁸⁾。彼はこの際副王から、マカオ・コレジオのために毎年一〇〇ドゥカド以上のレンタを得ることを期待した〔「書簡」〕。

一〇、今後の建築予定も含め、建築費と家具の購入には、日本のかねは一切使わなかった、とヴァリニャーノは誇らしげに書く。不明や見込みの分もあるが、一五九四年一月九日現在の収支の概算は次の通りである〔「書簡」〕。

収 入		支 出	
ペドロ・キンテロの寄付	2000ドゥカド	建築費 (建築済みの分)	4000ドゥカド
	(および家屋)	同 (建築予定の分)	1000ドゥカド
友の寄付	3000ドゥカド以上	菜園用の畑の購入費	600ドゥカド
友の寄付 (見込み)	2000ドゥカド以上	家具の購入費	400ドゥカド
		賃貸用家屋の購入費	不明
合 計	7000ドゥカド以上 (および家屋)	合 計	6000ドゥカド (および家屋購入費)

(右の支出の最後の項目、すなわち年に約一〇〇ドゥカドの賃貸収入になる複数の家屋の買得価格が不明である。ただし、少し年代が下るが、マカオにおける不動産購入に伴う賃貸収入の利益率は一〇パーセント程度であったようである。史料を二点挙げる。一つは、一七一一年一月五日付けマカオ発、ジェロニモ・ロドリゲスの総長宛て書簡に見える次の記事である。

〔年〕一〇〇〇クルザドの〔収入になる〕レンダを買うのに、一万ないし一万二〇〇〇〔クルザド〕を必要とする。〕⁽⁵⁹⁾

右は、その当時マカオにおける不動産投資による利益率が、一〇パーセント程度であったことを伝えている。

次の史料は、さらに年代が下る。日本人教区司祭パウロ・ドス・サントスは一六三六年に死亡したが、恐らくその前年の一六三五年に遺言状を作成し、遺産一万二〇〇〇タエルをもって土地を購入し、年一二〇〇タエルの賃貸収入を得て、それによってマカオのセミナリオに学ぶ日本人少年二人の養育費とするよう、指示した(「セミナリオ」二〇・二三三・二九・四九頁)。もつとも現実には サントスの見込み違いで、年一〇パーセントをはるかに下回る利益率にしかならなかったが(「セミナリオ」二二・三三〇・三三三頁)、とにかく手広く貿易を営み経済通であったサントスが、マカオでの不動産投資の利益率を年一〇パーセントと目論んだ事実は矢張り重視すべきであろう。

右の二点の史料に見える数値に準拠するなら、年約一〇〇ドゥカドの賃貸収入になる家屋の購入価格は約

一〇〇〇ドゥカドであつたと推測出来る。となると、この額を加算した支出の合計は七〇〇〇ドゥカドとなり、収入と一致する。

一一、ヒル・デ・ラ・マタが渡欧することにより、ポルトガル国王からコレジオに対する経済援助が得られるものとヴァリニャーノは期待した(「書簡」)。(因みにマタは日本管区代表として、一五九二年一〇月九日日本を發つてローマに向かい、一五九八年八月一三日日本に戻つた⁽⁶⁰⁾)。

一二、ポルトガル国王は一六〇七年一月一七日付けリスボン發インド副王宛て書簡で、マカオのコレジオ(「セミナリオ」と記してあるが、実はコレジオ)の経済状態、およびそれに対して経済援助が出来るだけの財源がマカオにあるか調査し、副王の判断次第で、適宜必要な援助を与えるよう指示した。同国王は一六一八年二月付けでインド副王に宛て、右と同文の書簡を送つた(「セミナリオ」一一・三三・四頁)。

一三、右の如き国王の指令を受け取つた副王は、書記官ゴンサロ・ピント・ダ・フォンセカに調査を命じた。フォンセカは一六一九年一月二〇日付けで、国王は同コレジオに喜捨をする財源をマカオには持たない旨の

報告書を作成し、この報告書は国王の許に送られた(「セミナリオ」四・五頁)。

一四、一六〇六年頃の時点で、レンタである家屋・店舗の賃貸収入(つまり右の二・三)ではコレジオを維持するのに不足した。不足分はヴァリニャーノが調達したかねで賄つた(「二二・三二・二六頁」)。

一五、ジェロニモ・ロドリゲス・デ・モンテモル(年少のジェロニモ・ロドリゲス、一六一五年五月一六一八年五月マカオ・コレジオ院長(一六一八年四月二二日現在院長在職、同年六月作成カタログでは既に辞任)⁽⁶¹⁾は一六一七年一月五日付けの総長宛て書簡で、日本イエズス会のコレジオの基金のためと云つて、ドナ・マリア・デ・カストロがシャウルにおいて、パードレ・マヌエル・フランシスコがポルトガルにおいてそれぞれ遺贈したレンタの、少なくともいずれかをマカオ・コレジオに充当すべきである、と訴えた(「三二・三三頁」)。

右の一五に記した事柄には疑義があるので、少し触れる。つまり、マカオ院長ジェロニモ・ロドリゲスが一六一七年一月五日付け総長宛て書簡で、日本イエズス会に

対してなされた寄付二件の内少なくとも一つはマカオ・コレジオに充当してほしいと訴えたという話である。

二つの内マリア・デ・カストロの寄付になる土地からの所得は、同じ一六一七年一月五日付けジェロニモ・ロドリゲスの書簡には、年九〇〇クルザドと記されているが、他の史料には年一五四七パタカ・一五四七パルダオの数値も見える。⁽⁶²⁾

また二つ目の、ポルトガルにおけるパードレ・マヌエル・フランシスコの寄付であるが、このマヌエル・フランシスコなるパードレが、その死に際してポルトガルに有する遺産を日本イエズス会に寄付したという事実を、私は知らない。ただし類似の事柄として、ディオゴ・ブランドンというイエズス会パードレが、リスボンの近くのカルカヴェロスに有する遺産を日本イエズス会に寄付した事実はある。それに関する史料を挙げる。

まず、このブランドンの寄付をマカオのコレジオに充てることに対する反対論を紹介する。一六一六年一二月二三日付けマカオ発、チエルソ・コンファロニエリの総長補佐宛て書簡に次のように見える。

「ゴアにおいてわれわれの仲間たちが、情熱と競争心

を持ち、しかも良き教師たちの許で学習しているという噂であるから、パードレ・ディオゴ・ブランドンの基金^{フンダサン}をこのマカオのコレジオに充当するのは不必要なことだと思われる。というのは、教区司祭^{クレリゴス}や托鉢修道士^{デデス}で満たこの小さな市の要求に応えるためなら、そこ「コレジオ」にイエズス会士が一二―一四人いれば充分である。この程度の僅かな人々を養うためには、毎年三〇〇クルザドの喜捨はあろうし、その他に世俗の人々に賃貸している家屋^{カサス}から入る四〇〇「クルザド」がある。⁽⁶³⁾

コンファロニエリは二日後の、一六一六年一二月二五日付けマカオ発総長補佐宛て書簡でも、同じことを記している。

「パードレ・ディオゴ・ブランドンの基金^{フンダサン}をこの「マカオの」コレジオに充当するのは、管区にとつてよい結果にならない。というのは、日本は自らがそれを大いに必要としているが、マカオにとつては全く必要ではない。というのは、賃貸に付している店舗^{ポライカス}から、四〇〇タエル以上のレンダが入るし、毎年三〇〇「タエル」の喜捨もあるだろう。また教区司祭^{クレリゴス}・主任司祭^{クラサス}、および托鉢^デ修道士^スで一杯のこの小さな市の要求に応えるためなら、一二―一四人以上は必要ない。⁽⁶⁴⁾」

このようにイエズス会士の中には、ブランダンの寄付をマカオ・コレジオに充てることに對する反対意見もあつたが、後出一六一八年六月一日巡察師が作成した規則に見える通り、そのマカオ・コレジオへの充當が決まつた。

修道士が不動産を取得するに当たつては、ポルトガル国王の承認を得ねばならない旨定められていた。インドにおいてそれを取付することについては、ポルトガル国王の一五九一年一月一八日付け勅令に、「いかなる修道会の修道士であれ例外なしに、朕の命令に反して、そこ〔インド〕において何らの資産も不動産も購入してはならない。云々」と見え、インドにおいて修道会が、国王の許可なしに土地等を購入取得することを禁じた。ポルトガル本国においても、その法令は確認していないが、教会が土地等を取付する場合は国王の許可を得なければならぬ旨、定められていたであろう。

一六二〇年九月作成日本管区第三カタログには、「ポルトガルにパードレ・ディオゴ・ブランダンがそれ〔日本管区〕に贈与した資産を有する。これは将来一〇〇〇クルザド余に上るであろうが、これまでわれわれはそれを受けていないし、国王によって承認されていない。」

右の史料は、この時点でこのブランダンの寄付は未だ国王の承認を得ていなかったことを明らかにする。

一六一八年六月一日巡察師フランシスコ・ヴィエイラが追加作成したマカオ駐在日本プロクラドールの規則に、「イエズス会のパードレ・ディオゴ・ブランダンが日本におけるコレジオの基金のためにこの管区に寄付した資産について、われわれが国王陛下の承認を得ることが出来たら、〔一〕六一四年三月二五日付け総長クラウディオ・アクワヴィヴァの巡察師パードレ・フランチェスコ・パシオ宛て書簡で命じたところにより、そしてまた当管区の顧問たちの見解により、私はこれをその〔マカオ・コレジオの〕維持に充てる。それはリスボンの近くのカルカヴェロスという所にある。また日本〔管区〕が当マカオ市に所有する家屋と店舗からのレンダメントをもちこれに充てる。〔中略〕

ただしこの充當は、国王陛下がこのコレジオのために基金を全く与えないか、充分に与えないか、またはそれ以外の方法でもこのコレジオがそれ〔基金〕を持ち得ない間だけのことと心得ること。」

右のヴィエイラ作成の規則の内容を検討する前に、文

中に見える、一六一四年三月二五日付けイエズス会総長
アクワヴィーヴァの、巡察師パシオ宛て書簡を引用する。

「尊師がそのような考えであるので、われわれはパ
ドレ・ブランダンフンダサンの基金を、日本に所在してわれわれ
の仲間がそこで学習するイエズス会のセミナリオに充当
する。彼ら〔イエズス会士〕は、それ〔基金〕について
の義務を負っているが、日本の諸事情は変転極まりない
から、それ〔セミナリオ〕が移転する時には、その管区
の上長スペリオルが顧問コンスルトレスたちに諮った上で、この基金を最も適切
と判断するイエズス会のコレジオまたはセミナリオに充
当し得ることを、われわれはよしとする。」⁽⁶⁸⁾

多少文意が不鮮明な嫌いがあるが、要するに、日本管
区巡察師からの具申を受けて総長が、ブランダンの寄付
を日本国内のセミナリオの運営に充てるが、事情により、
日本内外の他のコレジオやセミナリオに充当してもよい、
との指示を与えたものである。右の総長の巡察師宛て
書簡を確認した上で、先のヴィエイラ作成の規則の内容
を整理してみる。

一、ブランダンの寄付についてポルトガル国王の承認を
得ることが出来たら、一六一四年三月二五日付け総長
の巡察師パシオ宛て書簡に基づき、日本管区顧問たち

に諮った上で巡察師ヴィエイラは、それをマカオ・コ
レジオに充てることにした。(右に引用した総長の巡
察師宛て書簡により、ヴィエイラは総長の指示通りに
行動したわけである)。

二、日本管区がマカオに所有する家屋・店舗の賃貸収入
を、同じくマカオ・コレジオに充てる。

三、これらの充当は、国王による同コレジオの基金設定
等、他の財源が整わない間だけのこととする。

すなわち、右の規則が作成された時点では未だブラン
ダンの寄付は、ポルトガル国王によって認可されていな
かったことが確認出来ると同時に、その認可を受けた上
で、この寄付をマカオ・コレジオの財源に充てることに
したということが明確になる。

一六一八年四月八日付けマカオ発アフォンソ・デ・ル
セナの総長補佐宛て書簡に、次のように見える。

「昨年巡察師パードレ〔フランシスコ・ヴィエイラ〕
は協議会コンスルタを開き、そこにおいてパードレ・ディオゴ・ブ
ランダンが総長の命令によって日本に対して〔寄付を〕
行った日本のコレジオの基金フンダサンを、このマカオ・コレジ
オに充当するよう、総長に要望することを決定した。

パードレ・フランシスコ・ヴィエイラ「がこのような見解であつても」私は驚かない。というのは、彼は日本に一度も行ったことがなく、その事情を知らないからだ。しかし日本の何人かのパードレまでもがこのような意見であるのには、私は驚いた。巡察師パードレ以前にパードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリヨが、パードレ・ガブリエル・デ・マトスを介して総長に、当地から日本に向けてのこの貿易においてわれわれが確保して、そしてそれでもってわれわれが自らを支えている生糸五〇ピコ「の取引」を、パードレ・ディオゴ・ブランダンのこの基金を承認することを条件に、手放して国王に渡すと言つたのにはもつと驚いた。⁽⁶⁹⁾」

右の史料の内容は、次のように纏めることが出来る。

一、巡察師フランシスコ・ヴィエイラは一六一七年マカオで協議会を開き、ブランダンの寄付をマカオ・コレジオに充当するよう、総長に要望することを決めた。

二、パードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリヨ（一六一一年九月一〇月日本管区長、ただし一六一四年十一月マカオ⁽⁷⁰⁾へ）は総長に対し、国王がブランダンの寄付を承認してくれれば、五〇ピコの生糸取引を返上すると言つた。

先のヴィエイラ作成の規則の内容一に記した通り、巡察師ヴィエイラは総長の指示通りに行動して、寄付のマカオ・コレジオへの充当を決めており、したがって右のルセナ書簡の一は疑問とせざるを得ない。あるいは、総長の指示通りに行動してそのように決したものを、協議会を開き改めて総長に報告して確認を求めることにしたものか。

なおルセナの書簡の二の件であるが、一六一七年九月一八日付け長崎発マテウス・デ・コーロスの総長宛て書簡にも、次のように見える。

「パードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリヨは、もしも国王がその代わりにパードレ・ブランダンとドナ・マリア・デ・カストロの寄^{ドゥソンエス}付を承認してくれるなら、われわれがマカオからのナウ船に積み込むことが出来る五〇ピコの生糸を放棄する、との意見であり、すでにその旨書き送つたものと思ふ。⁽⁷¹⁾」

右の史料は、先のルセナの書簡の記述と符合する。ブランダンの寄付についての国王の承認をとりつけることに、管区長カルヴァーリヨが熱心であったことが分かる。なおマドリードの王立史学士院図書館には、このディオゴ・ブランダンの寄付に関する多数の史料を纏めて架

蔵している。⁽⁷²⁾

先の一五に記した二六一七年一月五日付けジェロニモ・ロドリゲスの総長宛て書簡に見えるパードレ・マヌエル・フランシスコの寄付が、もしもパードレ・ディオゴ・ブランダンの寄付の間違いだとすると、すでに見てきた通り一六一四年三月二五日付け総長の巡察師宛て書簡により、同寄付を適宜日本内外のコレジオ・セミナリオに充ててよい旨の意志表示をしており、そしてそれに基づいて日本イエズス会では（二六一八年六月一日ヴィエイラ作成の規則に見える通り）、ブランダンの寄付をマカオ・コレジオに充当することを決めていたのであるから、この一五の趣旨とは食い違い、なお疑義を残す。

六・七・八に記した如く、コレジオ創建に当ってイエズス会が得た寄付は、ペドロ・キンテロから約二〇〇〇ドゥカド（および家屋）、友たちから三〇〇〇ドゥカド以上、別の友たちから二〇〇〇ドゥカド以上（見込み）であった。この内ペドロ・キンテロを除く他の五〇〇〇ドゥカド以上の寄付（厳密に言えば寄付と称するもの）にはおそらく、一五九一年マカオに渡来したペルー船積

載銀を資金にしてヴァリニャーノ等日本イエズス会が行なったインド貿易⁽⁷³⁾が絡んでいたとみてよいであろう。この時のインド貿易による所得がコレジオ設立の資金の一部になったことは、別の史料から判明する。⁽⁷⁴⁾ ヴァリニャーノは「書簡」の中で、「想像も出来ない予想外の方法でわれらの主が」（本文六五頁）とか、あるいは「思い掛けずわれらの主が」（本文六四頁）などと、その寄付の意外性をことさら強調するが、そこにはこのインド貿易の所得が含まれていたと推測する。

註

- (1) Manuel Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, III, Macau, 1956-61, pp.377-379.
- (2) Josef Franz Schütte, *Monumenta Historica Japoniae I*, Romae, 1975, p. 1291.
- (3) *Ibid.*, p. 1165.
- (4) *Ibid.*, p. 1149.
- (5) *Ibid.*, p. 1264.
- (6) *Ibid.*, pp. 685, 1165.
- (7) *Ibid.*, pp. 685, 782, 1284.
- (8) *Ibid.*, p. 685.
- (9) *Ibid.*, p. 1232.
- (10) *Ibid.*, p. 1219.
- (11) *Ibid.*, p. 1218.

- (12) Ibid., p. 1284.
- (13) Ibid., pp. 1218.
- (14) Ibid., p. 1243.
- (15) マヌエル・テイシエイラは、ペドロ・モレホンと次のジエロニモ・ロドリゲス・デ・モンテモルの間に、ガブリエル・デ・マトスが、一六三〇年〜一六三二年^{インテリヤ}臨時院長を務めた旨記すが (Teixeira, op. cit., III, p. 377)、このガブリエル・デ・マトスについては確認出来ない。或いは院長ペドロ・モレホンの不在期間、マトスが臨時院長の職についてたのかも知れない。
- (16) Schütte, op. cit., pp. 1243, 1284.
- (17) Ibid., p. 1243.
- (18) Ibid., p. 1146.
- (19) テイシエイラは、カルティンの次にジョヴァンニ・バッティスタ・ボネリがコレジオ院長に就任、但し在任期間不明の旨記すが (Teixeira, op. cit., III, p. 378)、確認出来ない。
- (20) Schütte, op. cit., pp. 1029, 1053.
- (21) Ibid., p. 1128.
- (22) Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin. 12-II, f. 224. J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650*, Romae, 1968, p. 164. 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館、平成六年、四二二頁。
- (23) Jap. Sin. 14-II, f. 230cv. 拙稿「マカオのコレジオ」二一 (『史学』六六(二)) 二二頁。
- (24) Jap. Sin. 14-I, f. 154.
- (25) 拙著、前掲、三八〇・三八一・三九三頁。
- (26) Schütte, *Monumenta*, p. 453.
- (27) Ibid., p. 486.
- (28) Ibid., p. 496.
- (29) Ibid., p. 511.
- (30) Ibid., p. 955.
- (31) Ibid., p. 1069.
- (32) Ibid., p. 1306.
- (33) Ibid., p. 514.
- (34) Ibid., p. 615.
- (35) Ibid., p. 637.
- (36) Ibid., p. 690.
- (37) Ibid., p. 782.
- (38) Ibid., p. 846.
- (39) Ibid., p. 858.
- (40) Ibid., p. 882.
- (41) Ibid., p. 958.
- (42) Ibid., p. 1185.
- (43) Ibid., pp. 952-961.
- (44) Ibid., pp. 997-999.
- (45) Ibid., p. 1071.
- (46) Ibid., p. 1103.
- (47) Ibid., p. 1103.
- (48) Ibid., pp. 882-884.
- (49) Ibid., p. 997.

- (50) Ibid., p. 1059.
- (51) Ibid., p. 1085.
- (52) 拙著『前掲』三七九—三九三頁。
- (53) Dionysius Fernández Zapico, *Regulae Societatis Iesu* (1540-1556), Romae, 1948, pp. 410-415.
- (54) Ibid., p. 416.
- (55) Ibid., pp. 417-421.
- (56) Jap. Sin. 14-II, f. 230cv. 拙稿「マカオのコレジオ」一、二一頁。
- (57) Jap. Sin. 12-II, ff. 223-224. なお一部は J. F. Schütte, *Introductio*, pp. 163-165. に引用。
- (58) Schütte, *Introductio*, p. 1026.
- (59) Jap. Sin. 17, f. 56v. 拙訳『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九九三年、四六一頁。
- (60) Schütte, *Introductio*, p. 960.
- (61) Schütte, *Monumenta*, pp. 685, 782, 1284.
- (62) 拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、四七二・四七四・四九五・五一〇頁。
- (63) Jap. Sin. 17, f. 31v.
- (64) Jap. Sin. 17, f. 34.
- (65) J. H. da Cunha Rivara, *Archivo Portuguez Oriental*, fascículo 5, parte-III, New Delhi, 1992, p. 1281. Joseph Wicket & John Gomes, *Documenta Indica*, XVI, Romae, 1984, p. 531. 拙稿「マカオ・コレジオの創設について——巡察師ヴァリニャーノの見解を中心に——」『キリスト教史学』五〇、一五・一六頁。
- (66) Jap. Sin. 25, f. 125v. Schütte, *Monumenta*, p. 869.
- (67) Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, ff. 13v, 14. 拙訳『イエズス会と日本』一、六一八頁。
- (68) Jap. Sin. 3, f. 47.
- (69) Jap. Sin. 17, f. 140. (Jap. Sin. 17, f. 142 参照文)。
- (70) Schütte, *Monumenta*, 1194.
- (71) Jap. Sin. 35, f. 63.
- (72) 王立史学士院図書館が架蔵するディオゴ・ブランドンの寄付に関する史料の目録は、次の通りである。J. F. Schütte, *Documentos sobre el Japón conservados en la Colección «Cortes» de la Real Academia de la Historia*, Madrid, 1961, pp. 130-134.
- (73) 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』第三章。
- (74) 同右、二二〇・二二二頁。拙訳『イエズス会と日本』一、四七四・四七五頁。